

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅録印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントクリス トファー・ネ ーグイス	セントクリス トファー・ネ ーグイス政府 とセントクリ ストファー・ ネーグイス政 府との間の 交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.9.1 バセラー ルで (同日)	日本側 岡田光彦在セント クリストファー・ネーグ イス大使 セントクリス トファー・ネ ーグイス側 G・ブラン ソ外務・航空大臣	H28.9.21 357号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。